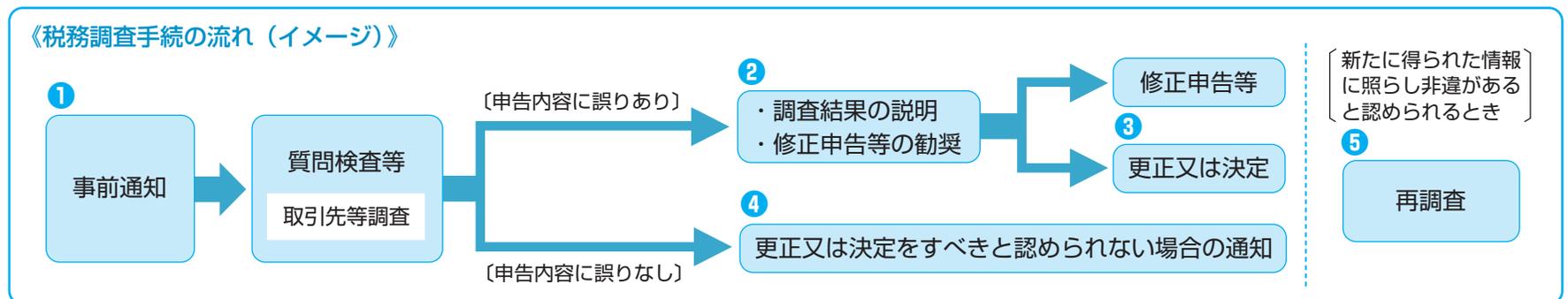


# 平成25年から税務調査が変わります

マネーコンシェルジュ税理士法人・代表 今村 仁

平成23年度税制改正において、税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法の改正が行われました。そこでこの記事では、改正点を中心に税務調査手続の流れに沿って解説を加えたいと思います。

この改正は、原則として平成25年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する税務調査について適用されますが、「帳簿書類の預かり」や「処分理由の記載」については、税務調査の開始時期に関わらず、平成25年1月1日以後に行う場合に適用されます。



国税庁ホームページより（一部改編）

## ① 通知あり？ なし？

今回の改正では、税務調査に際し原則として納税者及び顧問税理士に対して、調査の開始日時・開始場所・調査の目的・調査対象税目・調査対象期間・調査対象となる帳簿書類その他の物件などを事前に通知することが明文化されました。なお、納税者又は顧問税理士のいずれかに合理的な理由がある場合には、調査日時の変更を求めることも可能です。

ただし、法令の規定に従い、申告内容・過去の調査結果・事業内容などから、事前通知をすると「違法又は不当な行為を容易にし正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」又は「その他調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると判断した場合には、事前通知をしないこともないと明文化されています。

## ② 調査結果の説明、修正申告等の勧奨

税務調査において、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、調査結果の内容を説明し、修正申告や期限後申告（以下「修正申告等」といいます。）が勧奨されます。これは、今までも実務慣行として実施されていたことですが、この度、新たに明文化され、より明確になりました。また、修正申告等を勧奨する場合には、修正申告等をした場合にはその修正申告等に係る異議申立てや審査請求はできないが更正の請求はできることを説明し、その旨を記載した書面を交付することになりました。

## ③ 更正又は決定の期間制限と、処分理由の記載

修正申告等の勧奨に応じない場合には、税務署長が更正又は決定の処分を行うこととなりますが、その更正又は決定を行うことができるのは、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税については原則として法定申告期限から5年間となりました。

また、税務署長等が更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載しなければならないことになりました。

## ④ 更正又は決定をすべきと認められない場合の通知

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や、申告義務がないと認められる場合などには、その旨が書面により通知されます。これについても、今まで実務慣行として実施されていた部分もあるのですが、明文化されたことによってより明確になったといえるでしょう。

## ⑤ 再調査の要件とは？

税務調査の結果に基づき、②の修正申告書等が提出された後又は③の更正若しくは決定などをした後や、④更正又は決定をすべきと認められない場合の通知をした後においても、税務調査の対象とした期間について、「新たに得られた情報に照らし非違がある」と認められるときは、改めて税務調査を行うことが可能であると明文化されました。

### 先行的取組は既に始まっています

今回の国税通則法の大改正は約50年ぶりとなりますが、主な特徴としては、「税務調査手続の明確化」、「更正の請求期間の延長」、「処分の理由付記の義務付け」といったものが挙げられます。ただし「税務調査手続の明確化」については、その多くが従来の実務慣行を明文化したものであり、来年から税務調査そのものが様変わりするということではありません。

また、本格実施は来年からですが、平成24年10月から先行的取組として、「事前通知」及び「修正申告等の勧奨の際の教示文の交付」が行われています。

この話が経営者の皆様の経営の一助となれば幸いです。

（マネーコンシェルジュ税理士法人 <http://www.money-c.com>）